



鳥取県公報

令和8年2月27日（金）
第9768号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 調理師法施行令による指定試験機関の変更の届出（85）（くらしの安心推進課）・・・2
- 鳥取県指定保護文化財の指定の解除（86）（文化財課）・・・・・・・・・・・・・・2
- 開発行為に関する工事の完了（2件）（87・88）（西部総合事務所環境建築局）・・・2

告 示

鳥取県告示第85号

調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第2条の2第2項の規定に基づき、次のとおり指定試験機関から主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定試験機関の名称
公益社団法人調理技術技能センター
- 2 変更する事項
 - (1) 主たる事務所の所在地
変更前 東京都中央区日本橋堀留町二丁目8-5
変更後 東京都中央区日本橋人形町一丁目4-1
 - (2) 試験事務を取り扱う事務所の所在地
変更前 東京都中央区日本橋堀留町二丁目8-5
変更後 東京都中央区日本橋人形町一丁目4-1
- 3 変更年月日
令和8年1月26日

鳥取県告示第86号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第5条第3項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定が解除されたので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

建造物の部

名称	員数	所在の場所	解除年月日
<small>さいおけ</small> 齋尾家住宅	8棟 主屋 長屋門 南蔵 土蔵（新蔵、中の蔵及び器蔵） 浴室 炭小屋及び味噌蔵 醤油蔵 露地門及び塀 土地 宅地2,216.2平方メートル（北東塀、南塀及び主屋北塀を含む。）	東伯郡北栄町国坂468	令和8年1月15日

鳥取県告示第87号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年2月27日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和7年10月10日 鳥取県指令第202500168588号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字東奥原
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8-8
株式会社セブーン・イレブン・ジャパン 代表取締役 阿久津 知洋

鳥取県告示第88号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年2月27日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和8年1月9日 鳥取県指令第202500235945号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字山寺
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市渡町1511-2
乗富 裕次